

公 安 委 員 会	交通違反による点数入力に対する 異議申立てについて	平成25年1月31日
資料No 8		警 务 部

1 受理年月日

平成24年10月12日（金）

2 異議申立人

兵庫県姫路市 男性

3 違反の概要

平成24年9月6日（木）、兵庫県姫路市内における交通違反

4 申立ての趣旨

点数入力の取消しを求めている。

5 申立ての理由

違反事実となつた通行区分違反は行っておらず、交通違反否認事件を起こしている。点数付加により、受けることの無い60日間の運転免許停止処分を受ける等、不利益処分が課される為、点数付加処分の取消しを求める。

6 決定書案

(1) 主文

本件異議申立てを却下する。

(2) 理由

行政不服審査法第4条では、「行政庁の処分に不服がある者は、異議申立てをすることができる。」旨規定しているが、「処分」とは、行政庁の公権力の行使としての行為であつて、直接国民の権利義務又は法律上の地位に影響を及ぼすものでなければならず、単に行政庁の内部で行われる段階的行為は、「処分」に当たらないと解されている。

道路交通法に定める点数制度は、運転者の違反行為や交通事故を点数で評価し、それが一定の期間に一定の点数にまで累積するなどしてはじめて、運転免許の効力停止処分や取消処分などが行われるものであり、違反行為に一定の点数を付加したとしても、それだけでは直ちに運転免許の効力に影響を及ぼすものではない。

よって、点数の付加自体は、行政庁内部の段階的手続に過ぎず、国民の権利義務に未だ直接の影響をもたらすものではないことから、本件違反に対し点数を付加したことは、不服申立ての対象となる「処分」には該当しない。

公 安 委 員 会	
<input type="checkbox"/> 指示事項	
<input type="checkbox"/> 意 見	